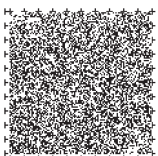


手 当 ・ 年 金 等 の 給 付

種別		所得者 扶養者数	手当・年金 月額 (円)	支給月	受給資格者所得		
					0 人	1 人	2 人
心身障害者 (児) 医療費助成			本文参照		※ 9 月より 3,758,000	※ 9 月より 4,138,000	※ 9 月より 4,518,000
都重度心身障害者手当			60,000	毎月	※ 11 月より 3,758,000	※ 11 月より 4,138,000	※ 11 月より 4,518,000
特別障害者手当			30,450	2,5,8,11	3,758,000	4,138,000	4,518,000
障害児福祉手当			16,560				
福祉手当 (経過措置)			16,560				
障害者福祉手当			本文参照	4,8,12	3,758,000	4,138,000	4,518,000
特別児童扶養手当		1 級	本文参照	4,8,11	4,596,000	4,976,000	5,356,000
		2 級					
児童育成手当	障害手当		15,500	2,6,10	3,758,000	4,138,000	4,518,000
	育成手当		13,500				
児童扶養手当	全部支給		本文参照	奇数月	690,000	1,070,000	1,450,000
	一部支給				2,080,000	2,460,000	2,840,000
障害基礎年金 ※【 】内は昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ の方	全部支給	1 級	88,260 【88,010】	偶数月	※ 10 月より 3,858,000	※ 10 月より 4,238,000	※ 10 月より 4,618,000
		2 級	70,608 【70,408】				
	一部支給	1 級	44,130 【44,005】		※ 10 月より 4,918,000	※ 10 月より 5,298,000	※ 10 月より 5,678,000
		2 級	35,304 【35,204】				
特別障害給付金	全部支給	1 級	58,650	偶数月	※ 10 月より 3,858,000	※ 10 月より 4,238,000	※ 10 月より 4,618,000
		2 級	46,920				
	一部支給	1 級	29,325		※ 10 月より 4,918,000	※ 10 月より 5,298,000	※ 10 月より 5,678,000
		2 級	23,460				

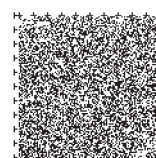
※基準となる所得額の計算方法については各担当へお問い合わせください。



額 お よ び 所 得 限 度 額

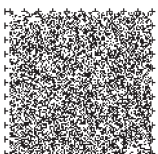
令和 8 年（2026 年）8 月 1 日現在

限度額（円）		配偶者または扶養義務者の所得限度額（円）				
3 人	4 人	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
※ 9 月より 4,898,000	※ 9 月より 5,278,000	※ 9 月より 3,758,000	※ 9 月より 4,138,000	※ 9 月より 4,518,000	※ 9 月より 4,898,000	※ 9 月より 5,278,000
※ 11 月より 4,898,000	※ 11 月より 5,278,000	※ 11 月より 3,758,000	※ 11 月より 4,138,000	※ 11 月より 4,518,000	※ 11 月より 4,898,000	※ 11 月より 5,278,000
4,898,000	5,278,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
4,898,000	5,278,000	3,758,000	4,138,000	4,518,000	4,898,000	5,278,000
5,736,000	6,116,000	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000
4,898,000	5,278,000					
1,830,000	2,210,000	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	3,880,000
3,220,000	3,600,000					
※ 10 月より 4,998,000	※ 10 月より 5,378,000					
※ 10 月より 6,058,000	※ 10 月より 6,438,000					
※ 10 月より 4,998,000	※ 10 月より 5,378,000					
※ 10 月より 6,058,000	※ 10 月より 6,438,000					



障 害 者 施

障害の種別		知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能						音声言語	
制度	級（度）	1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
医療	心身障害者（児） 医療費助成	○	○			○	○					○							
	自立支援医療 （育成医療）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	難病等の医療費助成																		
	自立支援医療 （精神通院医療）																		
	小児精神病 （入院医療費助成）																		
	自立支援医療 （更生医療）					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	高齢者インフルエンザ・新型コロナ・ 肺炎球菌・带状疱疹定期予防接種																		
	障害者歯科健康診査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
手当	障害者福祉手当	第 1 種手当	○	○	○		○	○				○							
		第 2 種手当				○			○					○				○	
	東京都 重度心身障害者手当		△	△			△	△				△							
	特別障害者手当等 （国制度）		△	△			△	△				△							
	特別児童 扶養手当	重度	○	○			○	○				○							
		中度			△	△			○					○				○	
	児童育成手当	障害手当	○	○	○		○	○				○							
		育成手当					○	△				○							
	児童扶養手当		○	○	△	△	○	○	○				○	○				○	
年金	障害基礎年金 （国民年金）																		
	障害厚生年金 （厚生年金）																		
	特別障害給付金																		
日常生活の援助	補装具費 （交付・修理等）の支給						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	日常生活用具の給付																		
	住宅設備改善費の給付																		
	居宅介護等 （自立支援給付） ※																		



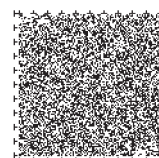
■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

※ 個々の状況を確認し、給付しています。

策 の 一 覧

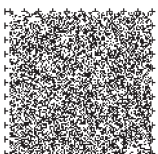
肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	進行性 筋萎縮症	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4									
○	○					○	○	○					△	65 歳未満	有	本文参照	障害者支援課	46
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					18 歳未満	有	本文参照	保健センター	47
												○				治療費助成	保健センター	47
													△			所得に応じて自己負担あり	保健センター	50
													△	18 歳未満			保健センター	50
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					18 歳以上	有	治療による障害の軽減等	障害者支援課	50
						○								60 歳以上 65 歳未満		本文参照	保健予防課	51
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	20 ～ 70 歳			本文参照	51
○	○					○	○			○	○			20 歳以上	有	月額 15,500 円	障害者支援課	54
		○						○				○	△		有	月額 8,500 円 難病 15,500 円	障害者支援課	54
△	△					△								65 歳未満	有	月額 60,000 円	障害者支援課	55
△	△					△						△	△		有	特別障害者手当 障害児福祉手当	障害者支援課	55
○	○	△				△	△						△	20 歳未満	有	本文参照	子育て応援課	57
		○	△					△					△	20 歳未満	有	本文参照	子育て応援課	57
○	○					○	○			○	○			20 歳未満	有	児童の障害 月額 15,500 円	子育て応援課	57
○	△	△				○	○						△		有	児童の父母の障害 月額 13,500 円	子育て応援課	58
○	○	△	△			△	△	△					△	20 歳未満	有	本文参照	子育て応援課	58
																本文参照	国保医療年金課	59
																本文参照	年金事務所	60
																本文参照	国保医療年金課	60
○	○	○	○	○	○	○		○	○			△			有	義足、補聴器、杖、車いす等	障害者支援課	61
																本文参照	障害者支援課	62
																本文参照	障害者支援課	66
																本文参照	障害者支援課	67

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみが対象となっていることを示します。



障害者施

障害の種別			知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能						音声言語	
			1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
制度		級（度）																		
日常生活の援助	短期入所（ショートステイ）※																			
	意思疎通支援者の派遣																			
	同行援護（ガイドヘルパー）※						△	△	△	△	△	△								
	移動支援事業（ガイドヘルパー）※																			
	東京都ガイドセンター（ガイドヘルパー派遣）						△	△	△	△	△	△								
	巡回入浴サービス		○	○																
	日中一時支援事業※																			
	雇用施策との連携による 重度障害者等就労支援特別事業※																			
	重度訪問介護利用者の 大学等修学支援事業※																			
	重度脳性麻痺者介護事業																			
	救急代理通報システム																			
	ごみ・資源の各戸収集																			
	ファクシミリ等 による緊急通報		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	車いすの貸出		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	補助犬の給付						○						○							
	中等度難聴児発達支援事業																			
	中等度難聴者 補聴器購入助成事業																			
	品川区視覚障害者 遠隔サポートシステム						○	○	○	○	○	○								
	重症心身障害児者等 在宅レスパイト・就労等支援事業※																			
	白杖の交付						○	○	○	○	○	○								
	Ｔ字杖の交付																			
	訪問理髪・美容サービス																			
	紙おむつなどの支給		△	△	△	△														
	点字図書・ テープ等	声の広報						○	○	○	○	○	○							
		点字録音刊行物 作成配布事業						○	○	○	○	○	○							
		対面朗読						○	○	○	○	○	○							
		自宅配本																		
		音訳図書・点字図書・ さわる絵本等の貸出		△	△	△	△	○	○	○	○	○	○							



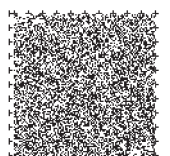
■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

※ 個々の状況を確認し、給付しています。

策 の 一 覧

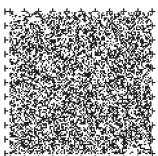
肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	筋萎縮症	進行性	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4										
																	本文参照	障害者支援課	67
																	本文参照	障害者支援課	67
																	本文参照	障害者支援課	67
																	本文参照	障害者支援課	68
																	本文参照	障害者支援課	68
○	○																週2回、所得に応じて自己負担	障害者支援課	68
																	本文参照	障害者支援課	69
																	本文参照	障害者支援課	69
																	本文参照	障害者支援課	69
										△					20歳以上			障害者支援課	69
																	本文参照	障害者支援課	70
																	本文参照	清掃事務所	70
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									障害者支援課	71
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			車いすの必要な方	障害者支援課	71
○	○															有		障害者支援課	72
																	本文参照	障害者支援課	72
																	本文参照	障害者支援課	72
																	本文参照	障害者支援課	73
																	本文参照	障害者支援課	73
																		品川区社会福祉協議会	73
△	△	△	△	△	△													品川区社会福祉協議会	73
															有		本文参照	品川区社会福祉協議会	73
△	△	△	△	△	△												本文参照	品川区社会福祉協議会	74
																		本文参照	74
																		本文参照	74
																	活字を読むことが困難な障害のある方	図書館	75
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			来館利用が困難な方	図書館	75
△	△	△	△	△	△					△	△	△	△	△			活字を読むことが困難な障害のある方	図書館	75

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみの対象となっていることを示します。



障 害 者 施

障害の種別		知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能						音声言語	
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
制度	級（度）																		
税の減免	所得税・住民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	住民税・森林環境税の非課税	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	自動車税・軽自動車税																		
	個人事業税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相続税																		
	贈与税																		
	関税																		
公共料金などの軽減	JR・私鉄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	都営交通	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	民営バス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	フェリー旅客運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	航空旅客運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	テレビ受信料	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	青い鳥郵便はがき	○	○			○	○					○							
	都立公園等入場料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	都立公園駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	区立施設の使用料減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	区営自転車等駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	粗大ごみの廃棄物処理手数料																		
	NTT 電話番号案内の無料利用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	

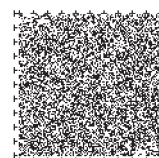


■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

策 の 一 覧

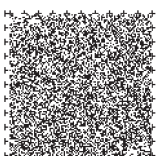
肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	進行性 筋萎縮症	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4									
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○				本文参照	76
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				税務課	76
																本文参照	本文参照	77
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		有		品川都税事務所	78
																本文参照	税務署	78
																本文参照	税務署	78
																本文参照	東京税関	79
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								発売窓口	80
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			精神障害については 本文参照	障害者 支援課	81
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				△				障害者 支援課	82
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				発売窓口	83
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				発売窓口	83
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				△		有		障害者 支援課	83
○	○					○	○										各郵便局	84
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				各施設	84
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				各施設	84
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			本文参照	各施設	85
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			本文参照	地域交通 政策課	85
															有	特別児童扶養 手当受給者	本文参照	85
△	△												○				NTT 東日本ふれ あい案内事務局	86

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみが対象となっていることを示します。



障 害 者 施

障害の種別		知的障害				視覚障害						聴覚または平衡機能					音声言語		
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
制度		級（度）																	
タクシー・自動車	タクシー運賃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付	○	○			○	○												
	福祉タクシー・自動車燃料費助成券の交付（医療型短期入所利用者）※																		
	介護タクシー利用補助券の交付					△	△												
	リフト・寝台付福祉タクシーの運行																		
	有料道路料金	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車運転免許取得費の助成	○	○	○	○								○	○				○	
	自動車改造費の助成																		
	福祉車両の購入・改造費の助成					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	駐車禁止等除外標章の交付	○	○			○	○	○	△				○	○					
住宅	都営住宅																		
	UR 賃貸住宅																		
	障害者住宅																		
	障害者住宅あっ旋																		
保育・教育・療育	児童発達支援放課後等デイサービス※																		
	保育園																		
	幼稚園																		
	学校																		



■ この表は、主に区に窓口のある事業について一覧表にしたものですが、必ず本文と合わせて利用してください。

※ 個々の状況を確認し、給付しています。

策 の 一 覧

肢体不自由 (上下肢・体幹)						内部障害				脳性まひ	筋萎縮症	進行性	難病	精神障害	年齢制限	所得制限	摘 要	窓 口	本文頁
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4										
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					△				本文参照	87
△	△	△				○												障害者支援課	87
																	本文参照	障害者支援課	87
△	△	△				△											本文参照	障害者支援課	88
																	車いす利用の方または寝たきり状態の方	障害者支援課	88
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								本文参照 (対象車両等に制限有)	障害者支援課	89
○	○	○	△	△		○	○	○	○						18歳以上	有	164,800円まで	障害者支援課	90
△	△														18歳以上	有	133,900円まで	障害者支援課	90
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△							有	購入 300,000円 改造 150,000円	障害者支援課	90
○	△	△	△			○	○	○						△			本文参照	各警察署	91
																	本文参照	本文参照	93
																	本文参照	本文参照	95
																	本文参照	障害者支援課	95
																	本文参照	障害者支援課	95
																	本文参照	障害者支援課	96
																	本文参照	保育施設運営課	96
																	本文参照	保育施設運営課	96
																	本文参照	教育総合支援センター	96

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみが対象となっていることを示します。

